

春の農作業安全確認運動

■重点テーマ

まずはワンチェック、ワンアクションで農作業安全

農薬の一層の適正使用を

残留農薬のポジティブリスト制度では、残留農薬基準値がない農薬に、0.01 ppmという低い数値が基準値として設定されています。

基準値をオーバーしてしまうと、生産物の出荷停止・回収などの対応を求められる可能性があり、これまで以上に散布対象作物以外の作物への農薬飛散防止に気をつけなくてはなりません。

■問合せ 農林商工課農政係 (☎ 47-2116 役場2階 窓口13番)

- ①トラクター転倒事故を防ぐため、ブレーキ連結ロック忘れに注意しましょう
- ②農作業に出る前に、どこで・どのくらい作業するかを家族に伝えましょう
- ③長時間の連続作業はやめましょう

■農薬使用基準を必ず守りましょう（農林水産省の登録番号がある安全性の確認された農薬を、ラベルをよく読んで使うことが必要です）

- ①農薬に適用がない作物には使用しないこと
- ②定められた使用量または濃度を超えて使用しないこと
- ③定められた使用時期を守ること
- ④定められた総使用回数以内で使用すること

北海道による風しん抗体検査の実施

北海道では、妊娠を希望する出産経験のない女性などを対象に風しん抗体検査料を助成しています。

○対象者

- 1. 妊娠を希望する出産経験のない女性
- 2. 妊娠を希望し、出産経験がなく、かつ風しん抗体のできない女性の配偶者ならびに同居者
- 3. 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者ならびに同居者

ただし、「過去に風しん抗体検査を受けたことがある方」、「過去に2回の風しんの予防接種を受けている方」、「検査により風しんと判断されたことがある方」は除きます。

○助成金額

検査方法によって変わり、どちらかの検査方法により1回のみを限度として助成します。

EIA法：6,740円、HI法：5,350円
いったん、医療機関に検査費用を支払った後、風しん抗体検査費用を助成します。

○実施期間

4月1日～令和3年3月15日まで
※申請書類提出期限は令和3年3月15日必着

○申請

北海道風しん抗体検査事業補助金交付申請書と領収書、住所地を証明する書類（健康保険証写し、運転免許証写し、はがき写しなど。なお同居者の場合は自分の住所地对象女性の住所地を証明する書類の写しが必要）を持って、北見保健所に提出してください。

○検査医療機関

協力医療機関において実施しています。北海道のホームページまたは北見保健所にお問い合わせください。

- ・かみむらキッズ・クリニック (☎ 22-4188)
- ・北見レディースクリニック (☎ 31-0303)
- ・ゆりの樹クリニック (☎ 57-5131)
- ・中村記念愛成病院 (☎ 24-8131)
- ・おのぞら医院 (☎ 42-3111)
- ・愛し野内科クリニック (☎ 67-6565)
- ・おんねゆ診療所 (☎ 45-2340)
- ・やまかわウィメンズクリニック (☎ 66-0011)
- ・千葉循環器クリニック (☎ 23-3111)
- ・わだ小児科・循環器内科 (☎ 24-7333)

○問合せ 北見保健所

(北見市青葉町6番6号 ☎ 24-4173)

みんなで春の大掃除をしましょう

町民憲章の一つに「自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります」とあります。
訓子府町では美しい町づくりの一環とし

て、期間を定めて一斉清掃を実施しています。
春を迎え、みんなで自宅や職場周辺などをきれいにしましょう。

- 一斉清掃期間 5月9日(土)～17日(日)
- 問合せ 町民課町民生活係

人権擁護委員制度をご存じですか

6月1日は、人権擁護委員の日です。
人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。相談は無料で、相談内容についての秘密は守られます。
人権相談は、離婚相談などの家庭内の問題や借地借家の問題、隣近所のもめごとなど、

幅広い内容となっています。気軽に相談できる場所として、人権相談所が北見法務局に常時開設されています。

訓子府町には、次の方が人権擁護委員に法務大臣から委嘱されています。
●山本 寛身さん(東幸町)
●加藤 洋子さん(北栄)
○問合せ 町民課町民生活係

行政相談委員に気軽にご相談を

国などの仕事やその手続き・サービスについて困っていることや苦情、ご意見、ご要望はありませんか。
個人の秘密は守られますので気軽にご相談ください。

- ◎道路の段差を改善してほしい
- ◎道路標識が分かりにくい
- ◎年金の通知が届いたが、よく分からない
- ◎雇用問題 など
- 総務省行政相談委員
清井久美子さん(西富 ☎ 47-3738)
「行政苦情110番」(☎ 0570-090110)もご利用ください。

ごみの屋外焼却は禁止

ごみを屋外焼却する行為は、法律により禁止されています。野焼き、枝木やごみなどを焼却している光景が見られますので、やめましょう。

なお、法律には農業、林業を営むためやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却などは、例外規定で焼却できる場合があります。認められる場合であっても消防への届け出が必要となります。

森林法で定められている林業や関連する農業で行う火入れについては「訓子府町火入れに関する条例」により決められており、事前の申請と許可が必要となります。

問い合わせ先は、農林商工課産業振興係です。

- 問合せ
・町民課町民生活係 (☎ 47-2203)
・農林商工課産業振興係 (☎ 47-2116)
・消防署訓子府支署 (☎ 47-2419)

ごみの不法投棄は犯罪

雪解けが進み、道路沿いや空き地などで、ごみの不法投棄が発見されています。

町では、不法投棄の発見や連絡があった場合には、北見警察署へ通報し、不法投棄者の捜査を要請します。

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反になりますので、絶対にしないでください。

○不法投棄の罰則
5年以下の懲役か1,000万円以下の罰金または併科(懲役、罰金の両方)。法人の罰金は上限額が3億円以下となります。

- 問合せ 町民課町民生活係

■問合せ 町民課町民生活係 (☎ 47-2203 役場1階 窓口1番)